

(証券コード5268)
2019年6月12日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目8番2号
旭コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 清 水 和 久

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区築地一丁目8番2号 当社4階会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第139期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件 |
| 第7号議案 | 役員賞与金支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-concrete.co.jp>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を保ちながらも企業の業績には陰りが見え、雇用環境の改善は身近に感じられず個人消費は伸び悩みました。貿易面では米中貿易摩擦等の影響で世界経済の先行きには暗雲が垂れ込めており、株式市場や為替相場は落ちつきのない状況となっています。

当社の関連するコンクリート製品業界は、上期に多発した豪雨等の天候不順や地震等災害の影響に加え慢性的な労働者不足も相俟って、主体となる製品納入先である公共土木事業の執行遅れが生じていることなどから受注競争も激しさの度を加え、非常に厳しい事業環境が続きました。

こうしたなか、当社は最終年次を迎えた「RebirthⅢ 中期経営3ヶ年計画」grow up ASAHI(成長する旭へ)のもと、耐震性・止水性に優れその止水性でコーキング用途でも注目を集める接着継手工法「TB（タッチボンド）工法」及び環境に配慮した施工方法である「ECO-C・L（エコ・クリーンリフト）工法」の積極的な普及に努め、現場のニーズに即したプレキャスト化の提案を織り込みながら、主力製品であるボックスカルバートをはじめとする各種製品について幅広い分野への販売活動を展開いたしました。

こうして取り組みましたが、当期の売上高は102億5千6百万円と前期に比べ6.9%の減収となり、損益面におきましても営業利益は4億4千2百万円と前期比27.2%の減益、経常利益は4億8千5百万円と前期比23.5%の減益となりました。

これに特別利益3千万円と、特別損失として固定資産除却損等3千9百万円をそれぞれ計上し、税金費用等1億6千5百万円を差し引きした結果、当期純利益は3億1千1百万円と前期に比べ24.2%の減益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【コンクリート関連事業】

コンクリート関連事業は、選別受注による効率的な営業活動に努め、当期の受注高は104億9千3百万円（前期比5.1%増加）となりましたが、売上高は102億3百万円（前期比7.0%減収）となりました。

- ①セメント二次製品部門は、受注高が45億3千1百万円、売上高は42億4千5百万円となりました。
- ②工事部門は、受注高が4億6千6百万円、売上高は4億1千2百万円となりました。
- ③その他の部門は、工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等で、売上高は55億4千6百万円となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、当社が保有するマンション等の賃貸収入で、売上高は5千2百万円となりました。

部門別の内容

部門別の売上内容を表にいたしますと、次のとおりであります。

期 別 部門別	第138期（前期）		第139期（当期）		前 期 比 増 減 (%)
	金 額 (千円)	構成比率 (%)	金 額 (千円)	構成比率 (%)	
コンクリート関連事業					
①セメント二次製品部門	5,049,347	45.8	4,245,210	41.4	△15.9
②工 事 部 門	500,790	4.5	412,198	4.0	△17.7
③そ の 他 の 部 門	5,419,245	49.2	5,546,091	54.1	2.3
計	10,969,383	99.5	10,203,501	99.5	△7.0
不 動 産 事 業	50,115	0.5	52,605	0.5	5.0
合 計	11,019,498	100.0	10,256,106	100.0	△6.9

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（2）設備投資の状況

当期中において特記すべき設備投資は実施しておりません。

（3）資金調達の状況

当期中において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

2019年度の日本経済は、政府・日銀の打ち出す諸対策に出尽くし感があり、当局の政策裁量の余地が狭まっているところから、多くを期待し難いと思われれます。さらに貿易摩擦による海外経済の下振れリスクが顕わとなっており極めて困難な状況に晒されております。

建設土木業界では全体的な仕事量は多くを見込み難く、受注を巡る厳しい状況が続くと考えられます。一方、五輪関連では完工時期に合せ業務が集中し、原材料・諸資材需給の逼迫、人手不足の一層の深刻化が懸念されます。消費税増税を見越した駆け込み発注も加わり、難しい事業環境になると想定されます。

当社では、お客様の声に耳を傾け、そのご要望にお応えするため、新製品・新工法の開発、早期実用化を推進します。また既存の製品・技術についても、更なる改良・改善に努め、より良い品質とより高い効率化を目指します。

製造部門の原価低減に新たな視点で取り組み、営業部門では確実な受注に繋げるべく設計織込み活動を強化してまいります。生産活動の礎である安全・衛生に配慮した労働環境、またお客様の信頼を確固たるものとする品質管理体制の点検・整備を進めます。販管費の節減、棚卸資産の削減による収益性向上・経営体質強化に弛みなく取り組んでまいります。

株主の皆様には一層のご支援とご指導を心よりお願いする次第でございます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 136 期 (2015年度)	第 137 期 (2016年度)	第 138 期 (2017年度)	第 139 期 (2018年度) 当 期
売 上 高(千円)	12,135,934	12,396,570	11,019,498	10,256,106
経 常 利 益(千円)	695,987	700,367	635,089	485,928
当 期 純 利 益(千円)	446,632	476,736	411,450	311,940
1株当たり当期純利益(円)	33.97	36.26	31.29	23.73
総 資 産(千円)	14,347,429	14,704,713	14,717,866	15,259,208
純 資 産(千円)	8,710,981	9,261,454	9,683,148	9,728,589

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号平成30年3月26日）を当事業年度から適用しており、第138期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(6) 主要な事業内容 (2019年 3月31日現在)

下記製品の製造及び販売

コンクリート関連事業	
①セメント二次製品部門	PC・PRC・HTC・RCボックスカルバート、ヒューム管、コネクトホール、PC雨水貯溜槽アグア、新ボックス型アグア、共同溝、電線共同溝、各種フリューム、L型水路、テールアルメ擁壁、道路用製品、アサヒホームガレージ、耐震性防火水槽、貯水槽等
②工 事 部 門	ボックスカルバート等製品の敷設、TBコーキング工法の施工(補修等)
③そ の 他 の 部 門	工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等
不 動 産 事 業	当社が保有するマンション等の賃貸収入

(7) 主要な営業所及び工場 (2019年 3月31日現在)

本 社：東京都中央区築地一丁目 8 番 2 号

東 部 東 北 支 社：東京都中央区築地一丁目 8 番 2 号

西 部 支 社：京都府京都市右京区山ノ内池尻町 6 番地

営 業 所：東京、横浜、埼玉、北埼玉、千葉、茨城、秋田、仙台
京都、阪神、神戸、和歌山、金沢、名古屋、滋賀、沖縄

工 場：関東、茨城、秋田、仙台、和歌山、滋賀、湖東、春日井、兵庫

(8) 従業員の状況 (2019年 3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
213名	8名減	44.9歳	16.7年

(9) 主要な借入先 (2019年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

13, 147, 543株
(自己株式85, 457株を除く)

(2) 株主数

957名

(3) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	39, 042 百株	29. 70 %
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	18, 028	13. 71
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	7, 000	5. 32
柳 内 光 子	6, 973	5. 30
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6, 450	4. 91
山 一 産 協 株 式 会 社	5, 023	3. 82
高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	5, 017	3. 82
日 本 コ ン ク リ ー ト 工 業 株 式 会 社	3, 000	2. 28
ケ イ コ ン 株 式 会 社	2, 950	2. 24
三 井 住 友 建 設 株 式 会 社	2, 900	2. 21

(注) 持株比率は自己株式 (85, 457株) を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役相談役	中 西 久 芳		
取締役副会長	坂 村 博		
取締役社長	清 水 和 久	代表取締役	
専務取締役	坂 本 晴 穂	代表取締役 東部東北支社長	
取締役顧問	坂 本 憲 一	財務統括	
取 締 役	狩 野 堅太郎	技術・設計開発部長	
取 締 役	塚 原 宏	総務部長	
取 締 役	澤 山 勝	西部支社長	
取 締 役	柳 内 光 子		山一興産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	福 田 敏 裕		
常勤監査役	浦 上 勝 治		日本ヒューム株式会社 取締役
常勤監査役	山 中 直 喜		
監 査 役	遠 藤 裕 邦		日本ヒューム株式会社 常務取締役
監 査 役	曾 我 鉄 山		

- (注) 1. 取締役柳内光子氏及び福田敏裕氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤裕邦氏及び曾我鉄山氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役福田敏裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常勤監査役浦上勝治氏は、当社取締役社長として経営に携わった経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役遠藤裕邦氏は、日本ヒューム株式会社営業部門での豊富な実務経験に加え、同社系列会社社長として経営に携わった経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、社外取締役及び監査役の全員との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (内社外取締役)	10名 (2名)	143,580千円 (8,300千円)
監査役 (内社外監査役)	4名 (2名)	32,400千円 (4,320千円)
合 計	14名 (4名)	175,980千円 (12,620千円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給と相当額は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、2019年6月27日開催の第139回定時株主総会に提出予定の「役員賞与金支給の件」が承認された場合に支給される役員賞与支給金、取締役10名に対して総額1,500万円(うち社外取締役2名に対し110万円)が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第117回定時株主総会において、月額1,800万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第114回定時株主総会において、月額300万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役柳内光子氏は、山一興産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社の間には製品の販売・仕入、原料調達の取引関係があります。
- ・社外監査役遠藤裕邦氏は、日本ヒューム株式会社の常務取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には製品の販売・仕入の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏 名	取締役会出席回数 開催回数 7回		監査役会出席回数 開催回数 13回	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	柳 内 光 子	4回	57 %	—	—
取締役	福 田 敏 裕	6回	85 %	—	—
監査役	遠 藤 裕 邦	5回	71 %	11回	84 %
監査役	曾 我 鉄 山	7回	100 %	13回	100 %

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

氏 名	発 言 状 況
取締役 柳 内 光 子	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 福 田 敏 裕	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 遠 藤 裕 邦	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 曾 我 鉄 山	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、会計監査人との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	20,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重大な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が議案の内容を決定し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案といたします。なお、その決定した理由を株主総会参考書類に記載します。

5 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社はいわゆる「内部統制システム」の構築の基本方針について以下のように定め、その内容について2018年4月25日の取締役会にて確認の決議がなされ、当事業年度末においても維持されております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等遵守を実現するための具体的な規程「コンプライアンス規程」及びそれに関連する「倫理規範」・「内部通報規程」・「インサイダー情報・取引管理規程」を遵守するよう、その周知徹底を図り、コンプライアンス経営を推進します。
- ・取締役はこれらの規程に適合する職務の執行となる行動を実践します。
- ・使用人に対してはこれらの規程の知識・意識の向上を図るべく担当役員（総務部長）が統制指導し、各部門に付随するコンプライアンスは各部門長が推進責任者として適正に実施します。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各種リスク（自社において予見されるリスク）に応じた「リスク管理規程」及び「危機管理規程」により、担当役員（財務統括）が統制指導し、全社のリスク管理は担当役員が、各部門に付随するリスク管理は各部門長が、推進責任者として適正に実施します。
- ・経営に重大な影響を与えるリスク顕在化の場合には、対応策を定め問題の早期解決を図ります。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録・常務会議事録及び稟議書は「取締役会規程」・「常務会規程」及び「稟議規程」に従い作成し、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理します。その他重要な文書の作成、保存・管理も各種規程に従い同様にを行います。
- ・取締役の意思決定を支援する体制の整備として重要な会議への付議基準を明確にし、また、付議資料や重要な決裁書類の標準化を進めています。
- ・「情報セキュリティ管理規程」により情報の重要性を評価し、情報資産を区分して管理します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務分担を取締役会で明確にし「職務規程」に基づき職務を適正に効率よく執行します。
- ・取締役会は、中期経営計画を具体化し、各部門の業務計画等の進捗状況及び施策の実施状況等を定期的にレビューします。
- ・取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項が遵守される体制を整えております。
 - i 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理とならないこと
 - v 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
- ・各取締役の執行状況は、取締役会にて三ヶ月に1回以上報告します。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置いています。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役スタッフの人事異動・評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとします。

⑦監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役へ帰属させています。
- ・監査役スタッフに調査権限・情報収集権限等を付与しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・常勤監査役は取締役会の他、常務会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとっています。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する体制をとっています。
- ・その他監査役会との取り決めに従い、報告すべき必要事項が発生した場合には即刻報告します。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・報告者が不利な扱いを受けることがないよう社内規程が整備されています。

⑩監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・通常の監査費用は予算化しており、緊急の監査費用は前払いや償還を請求できることとしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役、監査役と会計監査人とのそれぞれの定期的な情報交換会の開催・提携が図れるようにしています。
- ・監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制、また、必要に応じて取締役等にそれらの説明を求めることができる体制をとっています。
- ・監査役の円満な監査活動が実施できる様その環境を整備します。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、前記業務の適正を確保するための体制等に関する基本方針に基づいて、適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりです。

- ①各取締役は「コンプライアンス規程」等を遵守し、コンプライアンス経営を推進しました。
- ②各事業所（使用人）から「法令等遵守体制」は法令等遵守チェックリストで、「リスク管理体制」はリスク管理チェックリストで、それぞれセルフ・アセスメントによる評価書の提出がなされ、前者は担当役員（総務部長）が、後者は担当役員（財務統括）がそれぞれ統制指導し、その内容は取締役会へ報告されました。
- ③「取締役会議事録」、「稟議書」等は適切に作成され、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理しました。
- ④取締役会は、中期経営計画を半年毎に具体化し、それに基づく業務計画の進捗状況は定期的に報告されました。
- ⑤監査役の監査活動に関しては、各事業所の実地調査等を含め、適切な環境整備がなされた中で実施されました。

6 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりであります。

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社は1923年の設立以降、コンクリート二次製品事業一筋で発展をしてまいりました。なかでも1966年に全国で初めてのコンクリート二次製品、PCボックスカルバートの開発により飛躍的な発展を遂げ、1975年2月にはABCグループ設立となり技術分権され、今日では日本PCボックスカルバート製品協会として全国で技術分権された企業が34社にも達し発展しております。当社の今まで培ったボックスカルバートの技術は、PCボックスカルバート、PRCボックスカルバート、HTCボックスカルバートとなり、その周辺に関する技術開発、用途開発は多くの知的財産権を生み、近年では新しい工法として「TB（タッチボンド）工法」、「ECO-C・L（エコ・クリーンリフト）工法」を開発し、「TB（タッチボンド）工法」はTB（タッチボンド）工法研究会を発足させ、全国で急速に普及拡大をし企業発展につながっています。

日本列島は地震・台風・火山噴火など自然災害の脅威に常に晒されており、当社としては、これらへの備えとしての国土強靱化に寄与したいと念願し、今まで培った長年の経験に加え、永年蓄積された技術力、多くの知的財産権をフルに活用し、安全・安心な国土の整備に携わり、企業としての社会的責任を果たし、この分野で成長する活力ある企業を志向し邁進いたしてまいります。こうしたことから、

- ① 国土強靱化と共に新技術、新商品を駆使し社会へ貢献する
- ② （技術＋品質＋コスト）×販売力 で成長
- ③ 企業は数字なり

を戦略として、「RebirthⅢ 中期経営3ヶ年計画」grow up ASAHI（成長する旭へ）を2016年に更新・策定いたしました。

- （目標）・「会社の発展と、株主へ安定した配当を持続できる利益を追求し、従業員の幸せな生活向上を実現する。」
- ・「コンクリート製品の先端技術製造会社でありつづけることを目指す。」

(経営方針)

- ◇企業の成長＝（技術＋品質＋コスト）×販売力。
- ◇CSR重視の経営を目指す。
- ◇安全・安心で良質な製品を提供する。
- ◇三位一体の改革改善にて、たえず活性化を図り継続的な利益を追求する。
- ◇「組織力」「技術力」の充実を図り、旭独自技術の入った商品開発を迅速化する。
- ◇仕事に対する“情熱”“執念”“熱意”“気力”を持ち、新しい仕事にチャレンジする。
- ◇“企業は数字なり”を基に成果は数字で表す。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は経営指針（企業理念、社是、社針）を基に地球環境を守り、社会の一員として企業の発展に取組み、顧客、株主、また地域社会及び従業員等多くの関係者各位のご期待、ご信頼に応える収益力及び業容の拡大による事業基盤の強化を図ります。

(企業理念)

- ◇「誠意をもって、社会の安全・安心な環境整備に貢献し、株主・従業員及び家族の幸せを追求する」
- ◇「最高の技術をもって社会に奉仕する」

(社是)「信用第一」

(社針)「質の伴った量の拡大」

- ・当社は、取締役会及び監査役会の設置会社であり、経営者のこれら取組みに対して、取締役会（監督）の強化、監査役会（監査）の強化により厳格に監視します。
- ・当社では、多数の投資家の皆様に長期的な当社への投資を継続して頂くため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために取り組んでまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年5月18日開催の取締役会において、さらに同年6月29日開催の第136回定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます）を継続して導入しております。

その概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 本プランの有効期間

本プランは、2016年5月18日に開催された取締役会の決議をもって同日より発効し有効期間は3年間（令和元年(2019年)6月に開催予定の定時株主総会の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることといたします。但し有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものといたします。

- (4) 上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは

- ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③合理的な客観的発動要件の設定
- ④独立性の高い社外者の判断の重視
- ⑤株主意思を重視するものであること
- ⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

など会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本プランは、有効期間満了にあたり本定時株主総会において、継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。変更後の内容は招集ご通知に添付の株主総会参考書類39頁から58頁までをご参照下さい。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(10,601,986)	流 動 負 債	(4,436,770)
現 金 及 び 預 金	4,573,611	支 払 手 形	1,557,894
受 取 手 形	2,593,414	電 子 記 録 債 務	1,410,665
電 子 記 録 債 権	1,149,295	買 掛 金	757,591
売 掛 金	1,334,662	短 期 借 入 金	200,000
製 品	789,725	リ ー ス 債 務	20,360
原 材 料	33,725	未 払 金	87,778
貯 蔵 品	47,051	未 払 費 用	64,863
前 渡 金	167	未 払 法 人 税 等	74,560
前 払 費 用	25,462	前 受 金	130,858
短 期 貸 付 金	2,572	預 り 金	13,092
未 収 入 金	43,409	賞 与 引 当 金	104,105
未 収 消 費 税 等	15,033	役 員 賞 与 引 当 金	15,000
貸 倒 引 当 金	△6,147		
固 定 資 産	(4,657,222)	固 定 負 債	(1,093,848)
有形固定資産	(2,429,493)	長 期 借 入 金	800,000
建 物	187,416	リ ー ス 債 務	61,835
構 築 物	64,702	繰 延 税 金 負 債	111,392
機 械 及 び 装 置	176,491	退 職 給 付 引 当 金	64,953
車 両 運 搬 具	14,337	修 繕 引 当 金	10,000
型 枠	217,156	長 期 預 り 保 証 金	45,667
器 具 及 び 備 品	15,987	負 債 合 計	5,530,619
土 地	1,677,601	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	75,799	株 主 資 本	(9,302,541)
無形固定資産	(69,352)	資 本 金	1,204,900
借 地 権	61,626	資 本 剰 余 金	(819,054)
ソ フ ト ウ ェ ア	126	資 本 準 備 金	819,054
電 話 加 入 権	7,599	利 益 剰 余 金	(7,323,665)
投資その他の資産	(2,158,375)	利 益 準 備 金	301,225
投 資 有 価 証 券	861,418	そ の 他 利 益 剰 余 金	(7,022,440)
関 係 会 社 株 式	1,121,867	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	64,469
出 資 金	1,200	別 途 積 立 金	4,700,000
長 期 貸 付 金	8,054	繰 越 利 益 剰 余 金	2,257,971
前 払 年 金 費 用	91,204	自 己 株 式	△45,079
差 入 保 証 金	18,843	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(426,048)
そ の 他	68,455	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	426,048
貸 倒 引 当 金	△12,666	純 資 産 合 計	9,728,589
資 産 合 計	15,259,208	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,259,208

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 注記事項は別記しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,256,106
売 上 原 価		8,826,399
売 上 総 利 益		1,429,707
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		987,166
営 業 利 益		442,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	280	
受 取 配 当 金	48,812	
そ の 他	12,862	61,955
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,065	
そ の 他	5,501	18,567
経 常 利 益		485,928
特 別 利 益		
短 期 売 買 利 益 受 贈 益	6,420	
受 取 保 険 金	24,574	30,995
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15,673	
災 害 に よ る 損 失	24,173	39,847
税 引 前 当 期 純 利 益		477,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		159,643
法 人 税 等 調 整 額		5,492
当 期 純 利 益		311,940

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,204,900	819,054	819,054
事業年度中の変動額			
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,204,900	819,054	819,054

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	301,225	67,147	4,700,000	2,101,125	7,169,497
事業年度中の変動額					
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△2,677		2,677	—
剰 余 金 の 配 当				△157,771	△157,771
当 期 純 利 益				311,940	311,940
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△2,677	—	156,846	154,168
当 期 末 残 高	301,225	64,469	4,700,000	2,257,971	7,323,665

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△45,009	9,148,443	534,705	534,705	9,683,148
事業年度中の変動額					
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
剰 余 金 の 配 当		△157,771			△157,771
当 期 純 利 益		311,940			311,940
自 己 株 式 の 取 得	△70	△70			△70
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△108,656	△108,656	△108,656
事業年度中の変動額合計	△70	154,098	△108,656	△108,656	45,441
当 期 末 残 高	△45,079	9,302,541	426,048	426,048	9,728,589

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、原材料、……月別移動平均法による原価法
貯蔵品

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した（リース資産を除く）建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び車両運搬具 2年～9年

(2) 無 形 固 定 資 産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によっております。 また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|-------------------|---|
| (2) 賞 与 引 当 金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (3) 役員 賞 与 引 当 金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (4) 退 職 給 付 引 当 金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| (5) 修 繕 引 当 金 | 賃貸契約を締結している施設については、将来実施する修繕費支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |

4 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------------|---|
| (1) ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法 | 金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 借入金 |
| (3) ヘ ッ ジ 方 針 | 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行う方針であり、投機目的の取引は行っておりません。 |
| (4) ヘッジの有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たすと判断されることをもって有効性の判定に代えております。 |

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に
会計処理 しております。

(表示方法の変更に関する注記)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土	地	770,175千円
建	物	47,944千円
機 械 及 び 装 置		4,776千円
計		822,897千円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	200,000千円
長 期 借 入 金	700,000千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 3,800,817千円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	305,982千円
短期金銭債務	5,162千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	449,762千円
仕入高	21,244千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1	発行済株式の種類及び総数	普通株式	13,233,000株
2	自己株式の種類及び株式数	普通株式	85,457株
3	事業年度中に行った剰余金の配当		
(1)	基準日		2018年3月31日
(2)	効力発生日		2018年6月29日
(3)	配当の総額		157,771千円
(4)	1株当たり配当額		12円00銭

4 事業年度の末日後に行う剰余金の配当

2019年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおりの決議を予定しております。

(1)	基準日	2019年3月31日
(2)	効力発生日	2019年6月28日
(3)	配当の総額	157,770千円
(4)	1株当たり配当額	12円00銭
(5)	配当の原資	利益剰余金

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	15,337千円
有形固定資産	15,142千円
厚生福利費	20,281千円
賞与引当金	36,564千円
役員退職慰労引当金	17,147千円
その他	34,324千円
繰延税金資産 小計	138,797千円
評価性引当額	△25,668千円
繰延税金資産 合計	113,129千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	28,452千円
その他有価証券評価差額金	188,031千円
その他	8,037千円
繰延税金負債 合計	224,521千円
繰延税金負債 純額	111,392千円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金については、短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。長期借入金については、金利変動リスクを回避するためデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジの手段として利用し、金利を固定化しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、これらの借入金につきましても、流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	4,573,611千円	4,573,611千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金	5,120,782千円		
貸倒引当金（＊2）	△6,147千円		
	5,114,635千円	5,114,635千円	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	860,918千円	860,918千円	—
(4) 関係会社株式	1,121,867千円	1,121,867千円	—
(5) 支払手形、電子記録債務及び買掛金	(3,726,152千円)	(3,726,152千円)	—
(6) 短期借入金	(200,000千円)	(200,000千円)	—
(7) 長期借入金	(800,000千円)	(800,000千円)	—

(＊1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(＊2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券及び(4) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、電子記録債務及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	日本ヒューム(株)	東京都港区	5,251百万円	所有 5.8% (被所有) 29.7%	コンクリート製品の売買及び役員の兼務	コンクリート製品の販売	449,762	受取手形	290,394
								売掛金	15,587
								前受金	19,506
						コンクリート製品の仕入	21,244	買掛金	5,162

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記の販売・仕入取引における価格設定は、一般的な市場価格を基に決定しております。

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	柳内子	—	—	(被所有) 5.3%	当社取締役	短期売買利益の受贈益(注)3	6,420	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	山一興産(株)(注)4	千葉県浦安市	50,000千円	—	コンクリート製品の販売及び原材料の仕入	コンクリート製品の販売	836	—	—
						原材料の仕入	28,146	支払手形	10,582
								買掛金	3,315
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	サワヤマ建設(株)(注)5	大阪府高槻市	20,000千円	—	コンクリート製品の販売	コンクリート製品の販売	23,489	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記の販売・仕入取引における価格設定は、一般的な市場価格を基に決定しております。
3. 金融商品取引法第164条第1項に該当する取引があったとして、売買利益提供の申出を受けたものであります。取引金額については同項の規定に基づいて算定しております。
4. 当社取締役柳内光子の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
5. 当社取締役澤山勝の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 739円95銭

1 株当たり当期純利益 23円73銭

算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額 9,728,589千円

普通株式に係る純資産額 9,728,589千円

差額の主な内訳 一千円

普通株式の発行済株式数 13,233,000株

普通株式の自己株式数 85,457株

1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 13,147,543株

2 1 株当たり当期純利益

当期純利益 311,940千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純利益 311,940千円

普通株式の期中平均株式数 13,147,613株

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

旭コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

指定社員 公認会計士 坂下 貴之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 篠原 一馬 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭コンクリート工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2019年5月15日

旭コンクリート工業株式会社 監査役会

常勤監査役	浦	上	勝	治	㊞
常勤監査役	山	中	直	喜	㊞
社外監査役	遠	藤	裕	邦	㊞
社外監査役	曾	我	鉄	山	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第139期の期末配当につきましては、当社の配当に関する方針であります安定配当を継続することで、株主の皆様の支援に対し感謝の意を表したく、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 12円 総額157,770,516円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

(定款第23条関係)

取締役会の機能強化を図るため、取締役会の決議により選定することのできる役付取締役として新たに取締役特別顧問を設け、取締役副会長、取締役顧問についてはこれを廃止するよう現行定款第23条第2項・第3項の規定を変更するものであります。また、条文見出しにつきまして現行の第4項記載を反映させ「代表取締役及び」の文言を補記するものであります。

(定款第24条関係)

定款第23条の変更に伴い、役付取締役の業務執行について見直し改定するものであります。

2. 変更の内容は以下のとおりであります。下線は変更部分であります。

現行定款	変 更 案
(役付取締役) 第23条 ① 取締役会の決議により取締役社長1名を選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役会長、 <u>取締役副会長</u> 、 <u>取締役副社長</u> 各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 ③ 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役及び <u>取締役顧問</u> を選定することができる。 ④ 会社を代表すべき取締役は、取締役会でこれを選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 ① (現行どおり) ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 ③ 前項のほか、取締役会の決議により取締役相談役及び <u>取締役特別顧問</u> を選定することができる。 ④ (現行どおり)
(役付取締役の業務執行) 第24条 ① 取締役社長は、取締役会の決議に遵い、 <u>取締役会長に稟り、業務を総理する。</u> ② <u>取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</u> ③ <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行する。</u> ④ <u>取締役相談役及び取締役顧問は、取締役を補佐する。</u>	(役付取締役の業務執行) 第24条 ① 取締役社長は、取締役会の決議に遵い、業務を総理する。 (削 除) ② <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐する。</u> (削 除)

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	や な い み つ こ 柳 内 光 子 (1939年7月9日生)	1958年4月 内山葎一商店入社 1963年5月 内山コンクリート工業株式会社 (現 株式会社内山アドバンス)入社 1984年2月 山一興産株式会社代表取締役社長(現) 1985年2月 内山コンクリート工業株式会社(現 株 式会社内山アドバンス)代表取締役副社 長 1986年11月 株式会社港北建材起業(現 株式会社山 一コンクリート)代表取締役社長(現 会長) 1995年5月 山一産協株式会社代表取締役社長(現) 2009年9月 飯田建材工業株式会社代表取締役会長 (現) 2011年5月 内山コンクリート工業株式会社 (旧 菱山コンクリート工業株式会社) 代表取締役社長(現) 2013年6月 当社社外取締役 現在に至る	697,300株
2	し み ず か ず ひ さ 清 水 和 久 (1955年5月7日生)	1979年4月 当社入社 2007年4月 当社技術部長 2009年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役技術・設計開発部長兼東 部支社長 2015年4月 当社常務取締役技術・設計開発部長兼東 部東北支社長兼海外及び新規開発事業 戦略室長 2015年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	11,000株
3	か の う けんたろう 狩 野 堅太郎 (1962年7月23日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社西部支社生産部次長兼生産課長兼 技術部技術開発課長 2010年4月 当社技術・設計開発部次長兼西部駐在設 計課長(第一課) 2015年6月 当社取締役技術・設計開発部長 現在に至る	3,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
※ 4	えんどう ひろくに 遠 藤 裕 邦 (1955年10月3日生)	1980年4月 日本ヒューム管株式会社(現 日本ヒューム株式会社) 入社 2013年6月 同社取締役東京支社長 2015年3月 日本上下水道設計株式会社(現 株式会社NJS) 社外取締役(現) 2015年6月 日本ヒューム株式会社取締役営業本部長 2016年6月 当社社外監査役(現) 2017年6月 日本ヒューム株式会社常務取締役(現) 現在に至る	0株
5	さわやま まさる 澤 山 勝 (1965年9月7日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社滋賀工場長 2005年10月 当社湖東工場長 2015年4月 当社西部支社生産部次長兼湖東工場長 2015年6月 当社西部支社生産部長兼技術・設計開発部次長 2017年6月 当社取締役西部支社長 現在に至る	1,600株
6	さかもと はるほ 坂 本 晴 穂 (1957年1月14日生)	1979年4月 当社入社 2007年4月 当社西部支社生産部長 2009年4月 当社西部支社次長兼営業開発部次長 2012年4月 当社西部支社長兼西部支社販売部長兼西部支社営業開発部長 2013年6月 当社取締役西部支社長兼西部支社販売部長兼西部支社営業開発部長 2014年6月 当社常務取締役西部支社長兼西部支社販売部長 2017年6月 当社代表取締役専務東部東北支社長 現在に至る	5,900株
7	つかはら ひろし 塚 原 宏 (1955年2月14日生)	1977年4月 日本セメント株式会社(現 太平洋セメント株式会社) 入社 2009年5月 太平洋セメント株式会社監査部長 2011年5月 当社入社 総務部次長 2013年6月 当社総務部長 2017年6月 当社取締役総務部長 現在に至る	1,000株
※ 8	まじま ひでき 馬 島 英 希 (1972年7月29日生)	1996年4月 当社入社 2013年4月 当社経理部東部管財会計課長兼管理課長兼財務課長 2017年4月 当社経理部長代行兼東部管財担当部長代行 2019年4月 当社理事 経理部長兼東部管財担当部長 現在に至る	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
9	ふ く だ と し ひ ろ 福 田 敏 裕 (1950年6月21日生)	1989年3月 福田公認会計士事務所開業 2001年6月 当社 会計監査人 2009年6月 当社 会計監査人 退任 2010年6月 当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)独立委員会委員 (現) 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
※ 10	こ だ ま か ず し げ 小 玉 和 成 (1962年11月24日生)	1987年4月 日本ヒューム管株式会社(現 日本ヒューム株式会社) 入社 2013年6月 同社名古屋支社長 2015年6月 同社執行役員札幌支社長 2017年6月 同社執行役員関東・東北支社長 2019年4月 同社執行役員営業本部長兼関東・東北支社長 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 当社と各候補者の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社と取締役候補者柳内光子氏が代表取締役社長を務める山一興産株式会社との間には原材料の仕入及びコンクリート製品の販売の取引関係があります。
4. 福田敏裕氏並びに小玉和成氏は社外取締役候補者であります。福田敏裕氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由と独立性について
候補者福田敏裕氏は、財務・税務面で実務経験に培われた知見を基に当社の経営に対して的確な助言をいただいております。福田敏裕氏については東京証券取引所に独立役員として届出ております。
候補者小玉和成氏は、日本ヒュームの営業本部長の要職にあり、当社の関連するコンクリート製品業界での経験と知識をお持ちであるところから、当社事業へのご助言を期待して社外取締役候補者といたしました。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を充分に発揮できるよう、現行定款の定めるところにより、社外取締役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。福田敏裕氏が社外取締役として選任され再任した場合は、現行当該契約は引き続きその効力を有することとなります。小玉和成氏が社外取締役として選任され、就任した場合は、当該契約を締結いたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役4名の内、浦上勝治氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、遠藤裕邦氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者川瀬一雄氏は本総会終結の時をもって辞任されます遠藤裕邦氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期の満了するまでとなります。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	うらかみ かっじ 浦 上 勝 治 (1945年7月15日生)	1970年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社常勤監査役 2015年6月 日本ヒューム株式会社 社外取締役 現在に至る	22,100株
※ 2	かわせ かずお 川 瀬 一 雄 (1954年12月24日生)	1984年6月 公認会計士川瀬一雄事務所開業 2017年6月 当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)独立委員会委員 (現) 現在に至る	0株

- (注) 1. 川瀬一雄氏は新任の社外監査役候補者であります。川瀬一雄氏が社外監査役に選任され、就任した場合は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社と各候補者の間には特別の利害関係はありません。
3. 社外監査役候補者選任理由
候補者川瀬一雄氏は公認会計士として豊富な知見を有しておられること、また2006年7月から8年間、当社監査補助者を務めておられ当社の状況を熟知しておられるところから、財務面はもとより経営全般にわたるご助言を戴くべく社外監査役候補者といたしました。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、監査役として有為の人材を迎えることができるよう、また期待される役割を充分に発揮できるよう、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。川瀬一雄氏が監査役として選任され、就任した場合は、当該契約を締結いたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠いた場合に備え、予め監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。当候補者については監査役の法定の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
にのみや てるおき 二 宮 照 興 (1960年6月3日生)	1987年4月 司法修習生（第41期） 1989年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 藤原義之法律事務所入所 1992年3月 丸市綜合法律事務所開設 2000年3月 博士（法学） 2013年6月 新興ブランテック株式会社 社外取締役（監査等委員）（現） 現在に至る	0株

- (注) 1. 当社と候補者の間には特別の利害関係は有りません。
2. 二宮照興氏は社外監査役候補者であります。同氏は、新興ブランテック株式会社の社外取締役を務めており、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断しており、主としてコンプライアンス等の視点より経営監視機能の充実が図れるものと期待しております。
3. 当社は、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。二宮照興氏が社外監査役に就任する場合にも当該契約を締結いたします。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初2007年3月29日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、直近では2016年6月29日開催の当社第136回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、2019年5月16日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しておりますので、ご承認をお願いするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要かつ十分な情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ②その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

I 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのない

もの、買付条件等が買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することいたしました。本プランの概要につきましては、参考資料をご参照ください。

なお、当社の筆頭株主である日本ヒューム株式会社が20%以上、また、太平洋セメント株式会社は20%近い株式を保有していますが、当社と日本ヒューム株式会社、太平洋セメント株式会社は、財務及び事業の方針に関して、相互に独立した意思決定を行っております。両社共に安定株主として当社とは独立性を保持し、友好的な関係にあり、現状では本プランの対象にしておりません。また、他に突出した大株主はなく、当社の株式は国内法人、金融機関、機関投資家、個人等に広く分散しております。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等又は同法第27条の23第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程（独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）の中から選任しています。本プラン継続後の独立委員会の委員は、社外有識者としての大西裕氏、社外取締役の福田敏裕氏、社外有識者の川瀬一雄氏の3名が就任する予定です（略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。なお、川瀬一雄氏は本定時株主総会に上程されます監査役選任議案における社外監査役候補者であります。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について適時・適切に公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社は、上記（1）の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とし設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（後記5.（3）に従い株主検討期間が設定される場合には、株主検討期間の経過後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- ② 当社を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑧ 当社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、債権者、従業員などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
- ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記（1）で述べた対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルール

を遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 当社取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記 (1) 又は (2) において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙 3 に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。但し、この場合、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、その勧告内容が発動の決議について株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で取締役会が相当と判断した場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会对抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会是对抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記 4. (1) ①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までの期間）を「大規模買付行為待機期間」とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記 (3) において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、本株主総会終結の時から2022年6月に開催される第142回定時株主総会終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

II 補足説明

1. 本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切にご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりま

すので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5. に記載した対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様

に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

2. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンスコード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅰ 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続するものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅰ 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) 株主意思を反映させるものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の仲から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・ 独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、社外取締役及び社外監査役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合は、社外役員の任期と同じとする。また、取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動又は不発動
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止等
 - ③ その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、以下に記載される事項を行うものとする。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 本必要情報の提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑦ 本対応方針の修正または変更の承認

- ⑧ その他、取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
 - ・ 独立委員会の決議は、独立委員会メンバーの過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

大西 裕 (おおにし ゆたか)

1956年 5 月 9 日生まれ

(略歴)

1989年 4 月 弁護士登録

1994年 8 月 宝印刷株式会社 監査役(現任)

2010年 6 月 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)独立委員会委員 (現任)

2012年 4 月 東京簡易裁判所民事調停委員(現任)

福田 敏裕 (ふくだ としひろ)

1950年 6 月 21 日生まれ

(略歴)

1989年 3 月 福田公認会計士事務所開業

2001年 6 月 当社 会計監査人

2009年 6 月 当社 会計監査人退任

2010年 6 月 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)独立委員会委員 (現任)

2017年 6 月 当社 取締役(社外取締役)(現任)

川瀬 一雄 (かわせ かずお)

1954年 12 月 24 日生まれ

(略歴)

1984年 6 月 公認会計士川瀬一雄事務所開業

2017年 6 月 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)独立委員会委員 (現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役福田敏裕氏は、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、川瀬一雄氏は本総会に付議される監査役選任議案の社外監査役候補者となっており、同氏が社外監査役として選任され就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権無償割当の目的となる株券の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行済株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。但し、当社が株式分割や株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

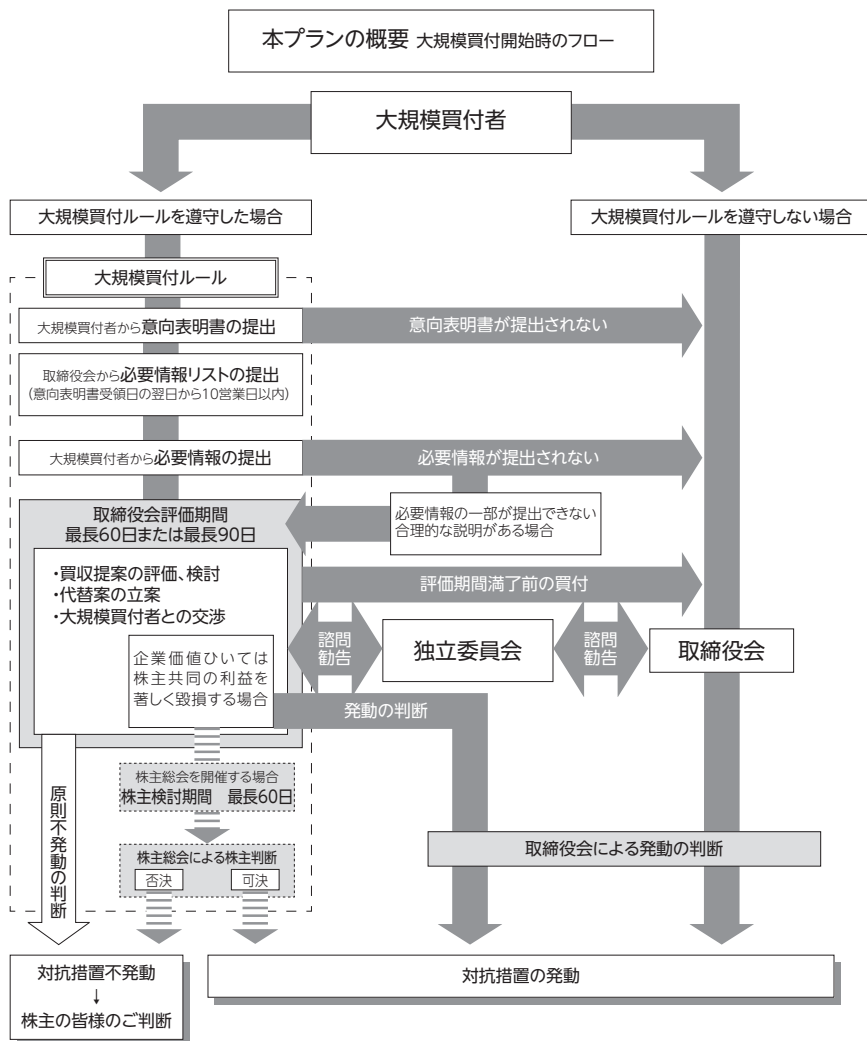
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記 6 の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

第7号議案 役員賞与金支給の件

当期末日の取締役10名（うち社外取締役2名）に対し、当期の業績などを勘案して、総額1,500万円（うち社外取締役110万円）を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図



- ◆地下鉄有楽町線 新富町駅（1番出口）下車徒歩4分
- ◆地下鉄日比谷線 築地駅（入船橋出口）下車徒歩5分
- ◆築地警察署斜向い